

全労済協会 慶應義塾大学寄附講座

「公共私による新しい福祉価値の創造－新しい福祉価値をどのように生み出すか－」

講義日：2023年11月7日

## 「共済事業と共助の役割

### ～誰一人取り残さない社会の実現にむけて～

こくみん共済 coop 常務執行役員 坂本隆浩 氏

#### ■こくみん共済 coop とは／共助の仕組みで社会の課題に取り組む事業体

本日は「こくみん共済 coop とは」、「これまでの歩み」、「今後に向けて」という3つのテーマについて、私が実際に事業を行ってきた職員の立場から、また役員の立場からお話しさせていただきます。

こくみん共済 coop という名前は愛称として2019年6月に定めたものです。正式名称は全国労働者共済生活協同組合連合会で、長年、全労済という略称で親しまれてきました。しかし、創立60周年を機に、新しい全労済の目指す姿を正確に伝え、より親しみのある新たなブランド名を策定しようということで、「こくみん(みんな)共済(互いにたすけあう仕組み) coop (協同組合／生協)」という愛称にしました。こくみん共済 coop は協同組合ですから、事業をするだけでなく、運動体の要素が入っていることが特徴です。単純に経営だけに注力するのではなく、社会の課題を解決していこうというものです。

共済とは、言葉の意味としては「共同してたすけあう」ことで、私たちの共済は「協同組合が組合員のために提供する保障の仕組み」ということになります。たすけあいには国や自治体による公助、協同組合や労働組合による共助、個人による自助があり、組合員同士のたすけあいは共助になります。私たちの保障に対する考え方は、公助つまり健康保険や社会保険、年金制度といった国の仕組みが土台としてあり、その上に共にたすけあう仕組みとして共助があって、それでも生活保障を考える上で足りなければ自分自身で自助をしましょうというものです。政府は、公助で賄えないものは自助努力をしましょうと言っていますが、自助努力で全ての生活保障を補うというのは、生活困窮度合いが高まっている現在、難しいのではないのでしょうか。やはり共にたすけあう仕組みを使って相互扶助ができる、私たちはそこを大切にしたいと考えています。

共済の特徴としては4つあり、第一に「シンプルな制度」であるということ。営利を目的とせず、働く人たちに必要な保障をシンプルな形で提供しています。第二は、「組合員への還元」です。決算の結果、剰余が生じたら割戻金として一部をお戻しします。第三は、「生命系・損害系にわたる幅広い保障」です。保険会社は生命保険と損害保険の兼営はできないことになっていますが、私たちは1つの事業体で同時に提供できる、つまり組合員の生活をトータルでサポートできるのです。第四に、「たすけあいの精神を具現化した仕組み」が挙げられます。一般的な火災保険や地震保険は、地域によって保険料が異なりますが、私たちは全国どこでも同じ掛け金、同じ保障内容です。また、一般的な生命保険は年齢や性別によって保険料が異なりますが、こくみん共済は一部のタイプを除き年齢・性別を問わず掛け金・保障内容が同じです。皆でたすけあい、安心できる社会を作るという理念に共感していただけた方々が、お互いをたすけあう制度になっているのです。

## ■これまでの歩み／大災害のたび組合員の生活再建を助けてきた歴史

私たちの成り立ちですが、戦後の復興期である 1954 年に火災共済として事業を開始しています。当時、生命保険（保障）や火災保険（保障）の保険料は非常に高額で、普通の労働者はなかなか保険に入れませんでした。住環境は木造の長屋やバラックなど火災に弱い建物が多く、リスクの高いところに多くの労働者が暮らしていたのです。こうした状況で「保険（保障）に入れない人たちが、自分たちで代わるものを生み出していこう」という、先人たちの挑戦から始まったのです。

それからは、私たちは災害とともに歩んだ歴史があります。火災共済事業が始まった翌 1955 年、新潟大火という大きな災害が発生しました。組合員の多くが被災したのですが、事業が始まったばかりで、お支払いに対応できる積立金はまだありませんでした。しかし先人たちは「負債はいつか返せるが、失った信頼は永久に取り戻せない」と考え、当時の労働金庫や労働組合など全国から借金をしてお金をかき集め、被災した組合員全てにきちんとお支払いをして、その生活の再建を助けたのです。この時の考え方が、私たちが受け継いでいくべき原点となっています。

1995 年には、阪神・淡路大震災がありました。この当時、地震保険の加入率は非常に低く、また火災での被害については「地震による火災」の免責によって共済の支払い義務がない状況でした。しかし、困っている組合員の生活再建の役に立ちたいということで、規定を変えてお見舞い金としてお支払いをしました。この時、生活再建を行えない人を助ける国の制度が必要だということで 2,500 万人の署名を集めて政府に提出し、「被災者生活再建支援法」の成立に大きな役割を果たしました。

2011 年には東日本大震災が発生しました。津波で家屋が流され、原子力発電所の事故によって立入禁止区域が設定されたことで、お支払いの対応は困難を極めました。保険金・共済金のお支払いは原則、請求主義です。しかし、避難されている方は自分がどういう保険（保障）に入っていて、どこに連絡をすればいいか、わかりません。現地の被害状況の調査結果を契約データと照合し、どの組合員が被害に遭われて請求していないかは、なんとかわかりました。それだけでも大変でしたが、さらに全国に避難している方々の避難先を調べ、連絡を取るのが本当に大変で、震災から 4 年経っても 612 人の方と連絡が取れない状況でした。最後の方にやっとお支払いを済ませたのは、震災から 6 年が経過した 2017 年 6 月 9 日のことです。「最後のお一人まで対応する」という強い思いで、のべ 35,700 人の職員を動員して、なんとかやり遂げたのです。

## ■今後に向けて／「変えないために、変わるのだ」

私たちは、SDGs への取り組み、共済を通じた環境活動、社会課題の解決、防災・減災プロジェクトなど、さまざまな活動に取り組んでいます。スローガンは「変えないために、変わるのだ」で、理念や歴史、想いを変えずに守り抜くため、方法は時代に合わせて変えていこうというものです。今後も、私たちは誰一人取り残さない社会を実現するため、このスローガンのもと、持続可能な社会づくりに取り組んでいきます。

<文責：全労済協会調査研究部>